

後期水戸学と国際秩序 ——文久元年の「新聞」からみる——

奈良勝司

はじめに

一八世紀末から一九世紀中葉にかけての日本列島領域は、かつて経験したことのない大きな転機を迎えていた。ユーラシア大陸東方地域からの南進を試みる帝政ロシアとの接触が、長期にわたる対外緊張を生み出し（一種の「国際紛争」状態）、その一応の解決後も、異国船が頻繁に列島領域近海を航行するようになったからである。もちろん西洋諸国との接触はこれが初めてだったわけではない。「南蛮貿易」の時代はいうに及ばず、一般に「鎖国」が完成したといわれる一七世紀なかば以降も、「四つの口」（松前・対馬・長崎・琉球）を介した外部世界との接触は継続・整備され、それはオランダなどの西洋国家をも含むものであった。しかしながら、一九世紀の前後にかけて決定的に変化したことが一つある。それは西洋諸国という「他者」が、それまで列島領域が属していた東アジア式の前近代秩序の枠内に収まることに飽きたらず、その秩序を押し開き、解体する姿勢を見せ始めたことである。ロシア紛争の契機は、長崎を窓口とした折衝と新規交易開始要求の拒否という、定式化された（正確にはこの時定式化しようとした）近世公儀の対応に、海外「夷狄」が公然と異を唱えたことにあった。また一八四〇年に勃発したアヘン戦争は、こうした情勢変化に目を背けてもう一度既存の「海禁秩序」の枠内に回帰できはしないかと考える為政者の淡い期待に、痛撃を与えることとなった。

かかる事態は、一般に「国防」概念の誕生と海岸防備問題の発生ととらえられ、これまでも蝦夷地や江戸湾近辺における諸大名の動員の位相など、多くの研究が積み重ねられてきた。ただ、上述のようにこれらが近世社会にとっては初めての未知の経験であった以上、二一世紀に生きる我々ならばある種自明のものとして想起される自国イメージや他国イメージ、あるいは両者を合わせた体系的な世界像なども、すでに確固としたものが存在していたわけではなく、その具体像はいまだ構築の途上にあった。当該期に各思想家の経世論が重要な役割を担った所以である。なかでも、会沢安の『新論』に象徴されるように、この時期に後期水戸学が果たした役割は小さくなかった。ところが、いささか意外なことに、この後嘉永六年（一八五三）にペリーが来航して西洋諸国との交際が喫緊の課題として浮上する時期以降、当学問潮流がいかなる反応をみせたのかについては、これまで必ずしも十分に考察されてこなかった。無論、藤田東湖らいわゆる「激派」が果たした役割については、戦前より多くの関心が注がれてきた。しかしながら、「天狗」という通称が示すように、彼らは現秩序を逸脱し、学問面よりは直接行動に傾斜し、良かれ悪しかれそのことによって足跡を残した勢力であった。むしろ水戸学を正

統に受け継いだというべき人々—彰考館や弘道館の教授など—¹⁾は、この時期「激派」とは一線を画し、独自の政治姿勢をとっていく。ならばここには、後期水戸学が西洋諸国との交際をどのように受けとめ、いかに反応したかという課題が、依然として残っていることになる。

『新論』で一世を風靡し、世の排外主義者に恰好のロジックを提供した会沢は、晩年の文久二年（一八六二）に「唐突」に開国論を発表して、かつてのシンパたちを困惑させていた²⁾。これは研究史においても同様で、先行研究はこの会沢の「変節」の扱いに苦慮した上で、さしあたっては問題を後期水戸学全般の体制教学的な側面に求め、限界性・反動性を強調することで暫定的な答えに代えてきたように思われる³⁾。その背景にあるのは史料の絶対的な不足状況と、恐らくは徳川政権が行ったやり方での開国の許容＝「封建反動」という、大前提としての思考の枠組みであろう。しかしながら、「維新の変革主体」の行動原理に沿った側面のみを思想的に評価し、そうでない部分を抽象的にただ限界性として片づけてしまうならば、それは真に問題を掘り下げた考察とはいえないのではないか。いかに大政委任論に基づく尊王思想を一つの柱としていたにせよ、一方で後期水戸学があくまで朱子学の一系統として、儒教普遍主義の土台に立脚していたことを考えれば、会沢が最終的に開国論に至った要因も、あくまでその思想の体系的な特質と当時の政治情勢の相関から見通すべきではなかろうか。

ただし、すでに述べたように、会沢個人に関しては晩年のまとまった思想的著作の不足という問題がある。また、限られた一二の建白書類からすべてを演繹する手法にも自ずと限界があるだろう。そこで、本稿では以上の問題にアプローチするための一つの素材として、「新聞」という史料群を取り上げる⁴⁾。これは、文久年間（一八六一～一八六三）に水戸藩士豊田天功が、同鈴木大から受け取った政治情報を冊子状にまとめた編纂史料であり、全七冊からなる。史料の性格としては、探索書あるいは風説留と呼ばれるジャンルに分類されるが、以下に述べる通り、当該期においては一級の水準を誇ったものであった⁵⁾。

まず、作り手たる二人の人物について記しておく。編者にあたる豊田天功は、藤田幽谷門に学んだ俊英で、会沢よりはやや年少ながらも、藤田東湖・青山延光らとならぶ代表的な後期水戸学者として、徳川斉昭からも厚い信任を受けていた。ロシア情報や海防論策に秀でて、ペリー来航直後に斉昭の求めに応じてわずか一週間で『防海新策』を書き上げたことは有名である。その活動は多岐にわたり、『大日本史』編集の最終局面における責任者として力を尽くし、また蘭学に多大な関心を寄せて藩内での講習にこぎつけるなど、幕末の水戸徳川家を代表する知識人の一人であった。一方、情報の直接の集め手であった鈴木大は、会沢安の門に学び、天功が実現した蘭学講習の第一期生として、栗田寛とともに講習生の取りまとめを担った。彼は献策よりも記録を多く残した人物で、代表的なところでは、ペリー来航時に阿部正弘がアメリカ国書への意見を広く募った際に、これに応じて提出された数百通におよぶ巷間の建白書を、逐一収集して記録している⁶⁾。安政年間に天功の仲介で江戸に常駐した後は、持ち前の記録力と広範なネットワークを活かして、膨大な政治情報を水戸の天功のもとに送り続けた。

以上の点からわかるのは、①二人が幕末時点で後期水戸学を正統に継承した（あるいは自らその一翼をなした）第一級の知識人であり、②しかもその学問の範囲は、尊王思想という一面だけに限定されず、蘭学という「夷狄」の学をも含む、包括的な性格を備えていたということである。そうした二人のいわば共同作業として生み出されたのが、上述の「新聞」であった。

もちろん「新聞」は探索書であるから、狭義の思想テキストのように直接二人の政治意志が明示的に表記されたわけではない。そこにあるのはあくまで収集された情報である。しかしながら、あらゆる思想や判断は手持ちの材料から生まれる。そして、いまだ社会が体系的なマスメディアに覆われていないこの時期においては、情報収集は、限定された環境と視角に立った個人の活動にもとづいて行われる、優れて主観的な営為であった。ならば我々は、後期水戸学者が開国後の新たな状況下でいかなる情報に接し、記録していたのかを見るというアプローチを通して、彼らの思想展開の土台に切り込めるのではないだろうか。それは、雑多な情報群をいまだ明示化されぬ政治思想の古層ととらえ、その姿を可視化する作業に他ならない。以上の観点から、行論では「新聞」上に表れる対外関係記事、なかでも文久元年を対象に国家認識や国際秩序観に関わるものを取り上げ、具体的に考察を加えていきたい。

第1章 幕末外交と後期水戸学

第1節 文久元年の水戸「鎮派」と国際情勢

史料に即した検討に入る前に、「新聞」が作成された時期における豊田天功や鈴木大の立ち位置について押さえておきたい。彼らは政治的には、当時「鎮派」と呼ばれる勢力に属していた。徳川斉昭の藩主擁立時の活動を起源とする水戸の改革派は、安政五年（一八五八）末から翌年ごろにかけて二つの潮流に分裂することになる。その理由はこれまで「戊午の密勅」の廻達をめぐる軋轢にあったといわれてきたが、背景にはより深い次元における両派の行動原理の相違があったと考えられる。將軍継嗣問題や対外問題をめぐる情勢の悪化に際して、ラディカルな直接行動に邁進した高橋多一郎や金子孫二郎らに対し、正規ルートでの周旋の積み重ねで事態打開を図ろうとしたのが、彰考館や弘道館関係者を中心とした知識人層であった⁷⁾。これは、一足飛びの急進主義と現実的な漸進主義の分化現象と表現してもよい。会沢安を総帥とした後者の潮流は、前者の「激派」に対して「鎮派」と呼ばれた。そして領袖の一翼を豊田天功が形成し、彼を支える一人として鈴木大がいたのである。

この点を踏まえた上で、本稿が扱う文久元年（一八六一）という年についても確認しておこう。「激派」の直接行動は、安政の大獄を主導した大老井伊直弼の暗殺（桜田門外の変）という未曾有の事態に行き着くが、井伊の死をもってすぐに国内外の状況が一変したわけではない。井伊の後に幕閣を牽引した老中安藤信正と同久世広周は、基本的には彼が進めた対外政策と国内政策の両方を引き継ぎ、前者に関しては、安政六年（一八五九）に横浜が開港、脅威的な速度で都市形成と貿易の拡充が進みつつあった。そして、「激派」と「鎮派」の対立は井伊の死後も収束することなく、むしろ固定化・長期化の様相を呈しつつあった。

つまり、この間の展開を「鎮派」の視点からみると、「激派」の拙速な直接行動によって自らの漸進的な周旋を頓挫させられた挙げ句、現実としての開国状況は覆るところか着実にその実態を根付かせ、自家への弾圧だけが強まったということになる。もちろん、翌文久二年には域内の政治再編によって状況は再び変わるのだが、少なくとも文久元年というある種の「風」の時期においては、かかる理解はさして奇異ではない。このような認識は、現実の拒否という「激派」のアプローチに対する不信と、自らのアプローチによって事態を立て直したいという願望を、

彼らのなかで強めたことだろう。そして、上述のように「鎮派」が冷静な現実主義をその信条としていた以上、眼前の開国状況も、ヒステリックに拒否したりアクロバティックに読み替えたりするものではなく、変わりゆく世界の最新の位相として、正面から受けとめて既存の常識を組み直す基礎材料に位置づけられたと言わねばならない。彼らは後期水戸学の本流であったにも拘わらず、否、むしろ本流であったがゆえに、対外問題に関する情報を精力的に収集し、事態を体系的な世界観のレベルで解釈し直す必要に迫られたのである。

そしてこうした観点からみた場合、文久元年は派手ではないながらも極めて重要な年であった。前に「風」という表現を用いたが、それはあくまで相対的、あるいは大規模な域内の政治再編においてはという意味であり、平凡な年であったという意味では全くない。安政政局が露呈させた近世秩序の構造矛盾は、来たるべき政治再編に向けてしばしの伏流状態にあったが、この年には、ポサドニック号事件、(第一次)東禅寺事件、日本沿海測量問題、小笠原諸島「開拓」問題、開港(兵庫・新潟)開市(江戸・大坂)延期問題など、具体的次元においては多くの問題が、特に対外問題が頻出した。通商条約締結という根幹的・理念的作業がもたらした、具体的・現実的事象が衆人に可視化されたといえよう。「新聞」のなかでも特にこの時期を扱うのは、紙幅の関係に加えて、開国に伴う内外秩序の新たな展開と矛盾が後期水戸学者の眼前に提示された、その具体的な位相を抽出するためである。

第2節 「新聞」の対外関係情報

続いて、具体的な史料文言を分析する前に、「新聞」における対外関係情報の全体像について概観しておきたい。「新聞」は、鈴木大が平均五～六日ほどの間隔で作成・送付した「聞込」という名の探索書を、水戸で受け取った天功がその都度筆写して、一定の分量ごとに冊子状にまとめ直したものである。ちなみに、「聞込」は厳密には書簡とは別物で、通常は送り状が添えられたようである⁸⁾。それゆえ本文では、時候の挨拶や修飾文を抜きに、いきなり一つ書きのかたちで政治情報に関する探索内容を記す体裁が取られている。

内容的には、大抵先頭にくるのは水戸徳川家関係の記事であり、「邸内」すなわち江戸小石川藩邸の状況が記されることが多い。藩邸に詰める水戸藩士が在国の上司に行っている報告なので、これは当然といえば当然だろう。続いては、徳川政権に関する情報が記されることが多く、「幕情」という書き出しで、閣老や有司層の動向、最近の除目(人事)などが報告される。その後さらに一つ書きで雑多な情報が続くわけだが、そのかなりの割合を対外関係情報が占めていることが、「新聞」の大きな特徴となっている。データとして数値化したわけではないが、当該期の代表的な他の探索書、たとえば『改訂 肥後藩国事史料』⁹⁾や『玉里島津家史料』¹⁰⁾に収録されている探索書類などと比べても、その傾向は顕著といえる。

では、情報の性格や精度はどのようなものであったのだろうか。鈴木大の「聞込」は、彼の日々の日記をもとに、内容を取捨選択、あるいは補足、編集して作成されたものであったが、彼は安政年間までは個々の収集情報の記載に際してその入手元を明記していた。しかしながら、恐らくは安政政局の混乱と水戸の改革派の分裂という事態が、彼を情報源の扱いに関してより慎重にさせたのだろう。鈴木大は文久年間以降の日記にはほとんど情報源を記さなくなり、「新聞」の記載情報も、具体的に一つ一つの出所を知るのは困難である。

ただし、このことは彼の集めた情報の質が下がったとか、その活動が粗雑になったことなどを意味するものではない。上述の通り、鈴木は情報の具体的な供給元を書けなくなったのではなく、書かなくなっただけであって、「新聞」を丹念に読み込めば、彼の具体的活動の片鱗をとらえることは十分に可能である。たとえば文久元年十一月十九日付の「聞込」には、「無人島へ出帆も廿五日方ニ相成候よしニ御座候、遽ニ小生懇意之者も右島へ参候模様ニ候」との記述がある。また、その直後の一つ書きには「西洋使節も弥来月三日出帆之由、此又従行之一人一昨日小生方へ暇乞ニ参り申候」と記されている¹¹⁾。これらはそれぞれ、小笠原諸島への調査船派遣と大坂・兵庫などの開港開市延期交渉使節の派遣についての記事であるが、実際の随行者という徳川外交の中枢部に食い込むかたちで、鈴木がすでに情報提供者を確保していたことが明らかであろう。また彼は同じ「聞込」で、「幕監察方」にも「懇意」の者がいることを明かしている。しかもこれらの情報は、頻繁な書信によって常に更新・訂正されてもいた¹²⁾。つまり鈴木の獲得情報は、推測や願望に根ざした部外者の風説でも、限られたルートから流された偏った解釈でもなく、現場の中枢から当事者によってもたらされた最新のものであり、幕末に乱立した様々な探索書のなかでもかなり質の高いものであったといえよう。

第2章 個別の事象における対応と文脈

では、このような枠組みのもと、彼らは具体的な対外問題についてどのような情報を記録し、それはいかなる意味を有していたのであろうか。鈴木の情報活動の大きな特徴は、重層性と継続性にあった。個別の情報は、彼が情報源から聞き出した内容に加えて、しばしば彼が活動の過程で入手した書簡や覚の写しによって補強されていた。また、平均五～六日間隔という短いサイクルで続報が重ねられる「聞込」の作成スタイルは、大きな事件に関する情報の全体像を相当な分量にしておき、ここでその全てを逐一紹介することは不可能である。以下、実際の史料文言の引用にあたっては、事象の本質や根源的な問題構造が鋭く指摘されている箇所のみを抄出するが、それ以外にも「新聞」には、前提として膨大な量の基礎情報が存在していることを前もって指摘しておく。それでは、具体的な事象に対する記述とその意義について、時系列に順を追って試みていくこととしたい。

第1節 東禅寺事件に関する反応について

「新聞」の記述は文久元年の六月から始まるが¹³⁾、この時期の記述の大半を占めているのは、当年五月に水戸浪士が品川の東禅寺にイギリス公使たちを襲撃した（第一次）東禅寺事件のことである。桜田門外の変に続く水戸浪士の要人襲撃という事態に、当然ながら鈴木は大きな関心を寄せ、詳細を集めて水戸の天功に送り続けていた。事態は国際問題となり、閣老とイギリス公使との間には書信のやり取りをふくむ折衝が重ねられたが、そのなかには、事件を通して新たな国際秩序と日本の政治体制が否応なしに生み出してしまった軋轢、矛盾構造の位相を象徴的に浮かび上がらせるものも存在した。たとえば、鈴木が七月四日付の「聞込」の別紙として添付した二通の老中宛イギリス公使オールコック書簡の写しには、次のように今回の事件に対するイギリス側の不満が記されていた。

かの賊兵等の形勢を見るに、貴人にはあらし、大名の臣下なるへし、台下達常ニ説のふ、浪人無住者など兎角使臣館之異人ニ災せりと、右浪人杯人を殺し又自死し、身命を抛つ程之事を何之功にも為すへき道理なし、是は其主人を被申付か、又は人に頼まるゝにもあるへく、就中此れ水戸の人なるべし、其所為悪むべく嫌ふべし、生取の者を糺明ありて万事異国の名代にも打明玉ひ、政務を行ひ処置し玉へかし、私共も女王之名代となり来て旗に疵を被付たれば、此事を国本へ申送り理非を正しく得、尚事情を秘し給ふ事あらは一戦ニ可及候、彼賊兵之所為、全く兵戦を挑む之形あり¹⁴⁾

我英国女王使臣館ニは、英国女王之国旗有之、私伯女王之名代ニ御座候、右館内へ夜討を仕懸、次ニ私も賊兵ニ被打取可申処、幸ニ暗夜ニ而賊兵共勝手不案内ニ付、漸相逃候時ニ至り、御用出役之兵救来候得共、私活命は僥倖ニ御座候、国旗有之候女王名代之館内へ夜討仕懸候得は、即英国女王へ敵対仕候同様ニ御座候、右賊兵之根本御正被下御頭形ニ御行被下候状、右賊兵御捕御渡有之状、両様之内ニ無之而ハ、英国之旗ニ疵を被付候間、此段英国へ申送り、大軍を以此罪府を処き可申候、元来賊兵を浪人無宿者杯と御申聞御座候得共、彼等も日本人ニ相違無之候得は、我方より見候節ハ、日本ハ即敵国ニ付、御答次第合戦之上、彼等を始、悉く討取可申覚悟ニ御座候、急速御答承度段申出候¹⁵⁾

両書簡の差し出しの日付はほとんど同じであるが、そこで展開されるオールコックの主張も基本的に同じである¹⁶⁾。内容的には、イギリス側がこの事件に関して国家主権者としての徳川政権の責任を問うていることが記されている。オールコックの主張の要点は、①東禅寺には「英国女王之国旗」があり、私は「女王之名代」である、②そのような場所に襲撃を仕掛けるのは、イギリス国家に対する戦争行為に他ならない、③たとえ「賊兵」の正体が「浪人無宿者」であっても、彼らもまた日本人なのだから、ことの責任は徳川政権にある、とまとめることができる。これは言い換えれば、事件はイギリス国家と日本国家の問題なのであり、幕藩体制下の権力構造がいかに分散的で非集権的なものであろうと、外から見たときには、それはあくまで一つの統一国家の営為と見なされるのであり、主権者（＝徳川政権）はその最終的な責務を負わねばならない、ということである。こうした次元からすると、徳川政権が被疑者確保に際して直面した近世秩序に特有の困難性¹⁷⁾も、政府代表者の怠慢ということになってしまう。鈴木は、上記書簡と同時に出された「元来日本ハ世界万国之処置と相違仕、人を殺し己も死し候ても、是を面し是を探索等之義無之、且万事を秘し候事のみと相見申候」という、オランダの批判も書き添えている¹⁸⁾。

また、オールコックの主張が被害者意識だけに特化した感情論ではなく、あくまで国家間の交際規範の履行如何という基準でなされていることも押さえておきたい。そのような論理の世界を、鈴木はかなり丹念に、私情を挟むことなく再現していた。彼はまれに自らの感概を赤裸々に書き付けることもあったが、ほとんどの場合、「聞込」は具体的で詳細な、当事者の意識や文脈の次元にまで踏みこんだ記述で構成されている¹⁹⁾。水戸徳川家にとって東禅寺事件は、自らが当事者の一方であったから、何よりもまず「社稷」の危機としてとらえられるものであった。しかしながら、そのようななかでも鈴木は、事件を客観的な問題構造の次元にまで掘り下げて把握し、その観点から精力的に情報を集めていたのである。

では、このように位置づけられる事件への対処にはいかなる方法があるのだろうか。一つの案は、近世列島領域の秩序の実態に合わせて、事件の責任を各大名家単位に分散してしまうことである。鈴木がオークコック書簡と共に書き留めたドイツ人医師シーボルト書簡の写し(要旨)には、この点に関する彼の提案が紹介されている。シーボルトは大名に対して「御触渡」を行うことを勧めていたが、その案文は以下のようなものであった²⁰⁾。

通信交易之条約取結候上ハ、其国々々帝国之名代として互ニ尊敬いたし、若シ是ニ敵対仕候得は、則其国之帝王に敵対仕候と同様之義ニ付、厳刑ニ被行候趣なり、元来交易ハ有無を通し候事ニて、日本国ニハ大ニ利益ニ相成候、其故ハ、毎歳生し候物を出し、金銀を日本国ニ取込候故也、大名之臣下、右使節ニ対し狼藉仕候ハ、臣下之国へ兵を起し打懸可申候、其節は公辺も御差留ニ相成不申候、左候得は、独立同様ニ相成、忽ち亡び可申候、是等之趣御触渡有之可然（後略）

これは、西洋列強が徳川政権の承認のもとで（「御差留ニ相成不申」）、襲撃事件を起こす人物が所属する大名の領域（「臣下之国」）に兵を差し向け、相手を屈服させる（「忽ち亡び可申」）旨を警告してはどうかというものである。シーボルトはその豊富な滞日経験から、権力が必ずしも単一の主権者に統合されない幕藩体制の実態を熟知しており、西洋列強が該当する大名家に直接軍事行動を起こす可能性があることを警告することで、当事者に起こした行為に見合う責任を自覚させ、さらなる襲撃への抑止力につながれると考えたのである。断っておけば、シーボルトは日本に敵愾心を持っていたわけでも、その国力を過小評価していたわけでもない。彼はアメリカ公使ハリスなどと同じく、黎明期から西洋と日本を結ぶ架け橋の役割を果たしてきた自負を持っていたし、それは「御国之事ニ於てハ、御為ニ相成候義ハ何成とも可申上候」「私も壮年之時ハ諸方え名を売候得共、当時老人ニ及び不被相用、貴国之事ニ而ハ精々骨折可致候」²¹⁾といった、一種の使命感ともいえるべき「親日感覚」を醸成していた。またその背景には、「世界を通観いたし候ニ、日本位之強国ハ無之候間、始終御敗北と申義ハ決して無之」²²⁾という、パワーポリティクスの世界における現状認識が存在した。

しかしながら、これは単一政府による統治の正当性という観点からみれば、諸刃の剣であると言わざるを得ない。いったん大名と西洋列強の直接交渉を認めてしまえば、それが一過性のものにとどまる保証はどこにもない。好むと好まざるとに拘わらず、政治構造としては、責任と権利は表裏一体の関係にある。徳川政権が国家主権者として振る舞うためには、自らが完全には統御できない大名が引き起こす数々の「厄介事」を、自らのものとして抱え込まなければならない。さもなければ、徳川政権自らが、各大名が独立した対外主権の持ち主であることを、なし崩し的に認めることにつながってしまうからである。

そして実際のところ、このような懸念は決して机上の空論ではなかった。幕閣が東禅寺事件への対応に忙殺されていたこの時期は、一方では次節で扱うポサドニック号事件の只中でもあったが、その相手たるロシアがまさに「日本帝国に普遍的な封建制度」²³⁾にもとづく大名領主の半独立的性格を過大に評価することで、対馬における軍事行動を正当化しようとしていたからである。近年、駐日領事を務めていたゴシケヴィッチの関係文書を紹介した伊藤一哉氏の研究

によれば、事件の準備段階でロシア海軍省は外務省とも協議した上で、現地司令官のリハチョフに対して「日本帝国の封建制度は、君が中央政府と関係することなしに現地の大名、あるいは領主との友好的な取引だけで済ませることができるといふ意味で今回の問題の助けとなるかも知れません」と述べていた。そして日本側との接触に際して、「決して外交の形式を取ってはならず」「現地政権とわが国艦隊との個別取引の形で行われ」るべきと命じていた²⁴⁾。要するに、ロシアでは対馬宗家を規模こそ小さいが徳川政権と対等な独立した一領主とみなすことで、問題を一地域だけのものに矮小化し、「日本国」全体のそれとして前景化させまいと企図していたのである。シーボルトがいうように、徳川政権が西洋列強の報復行動を傍観する、すなわちそうした事態が生じてても大名家を庇護しないことを示唆すれば、このようなロシア海軍の目論見に恰好の見通しと成算を与えてしまう恐れがあった。

結局、老中たちはそのような提案に乗ることは不可能であった。鈴木は前出のオールコック書簡に対する老中の返簡も書き留めているが、そこでは「今度乱入せし者ハ只一已之念慮ニ出ず、窃に是を主使する者あるべき旨申越さるれと（中略）追々政府之処置ニよりにて、今ハ絶てあることなし」と述べた上で、事件を起こしたのは「鎖国之為ニ拘執し、頑固之情ハ一已之偏見を主張」する「下賤之輩」であると記されていた²⁵⁾。老中は、一部の大名が同じ列島領域内部で半独立的な政治主体と化していることを認めようとはせず、あくまで事件を個別的・突発的なものだと主張しているのである。しかしいくらそのように強弁してみたところで、有力大名の家臣団やその領域内にまで、排他的で直接的な権力をすぐさま及ぼせるわけではない。彼らは六月六日付の後便で「逃遁之殘党は即今百方手を尽、其筋々へ命を下し、専ら手配をなせし」と言いながらも、一方では同時に「今般之賊徒も今より預メ捕へ尽へきと之事ハ必とし難い」とも認めざるを得なかった²⁶⁾。そしてこのようななかでシーボルトは、彼自身の希望とは裏腹に、徳川政権顧問の役割を解かれてしまうのである。

第2節 ポサドニック号事件への対応

では、列島領域が複数の小権力に分解される危険を冒すことなく、こうした大名家とのもどかしい関係を克服するためには、他にどのような方法が考えられるのであろうか。ポサドニック号事件を例に、「聞込」に現れる記述を追っていこう。この事件は、対馬宗家という決して強大とはいええない大名家が、ロシア軍艦による半年にわたる領域の不法占拠という、具体的かつ切実な状況に直面させられた出来事であった。つまり、前節で問題視した西洋列強と大名家との直接接触が、なんらの前触れもなく突発的なかたちで実現してしまったのである。かかる事態はナショナリズムの観点から列島領域に衝撃を及ぼしたが、徳川政権にとってはこれは、上記のような観点に加えて、大名家の領域で生じた危機に黎明期の国家主権者としていかに関与すべきなのか、といった問題でもあった。

鈴木は前出の東禅寺事件とならんで、「新聞」の冒頭からポサドニック号事件の推移を報じ続けていたが、六月段階で事態は新たな様相を見せ始めていた。事件が起こったのは文久元年二月三日であったが、問題の長期化に伴い、五月には外国奉行小栗忠順と目付溝口勝如が現地に赴きロシア側との折衝に当たっていた。しかしながら、ロシア側がここでも容易に妥協しない姿勢をみせたことで、小栗たちはいったん江戸にもどって、彼の申立てのもと、幕閣が今後の

対応を協議することになったのである。外部に事態が泥沼化している印象を与えなくなかったためか、表向きは「事済み相成趣申触れ置候事之由」であったが、鈴木は内幕について、六月二九日付の「聞込」に次のように記している。

右（小栗たち）申立且云、宋氏之義、其俣御指置キニテハ外様大名一同何と坎申出候事ニ可有之候間、兎ニ角右ハ内地へ移し、対州をバ公議持^(ママ)として御上知有之候外無之趣申立候処、閣老云、対州之義ハ四百余外之事、眼前今ニ英国より如何様申参候哉不相分、兎ニ角水戸をバ取鎮め置き不申候てハ、直ニ大變ニも可及候間、夫所ニハ無之候、依而ハ何れ其内評議いたし可申候間、決して漏れ不申候様との事ニ相聞へ申候²⁷⁾

文言から見えてくるのは、今後の方針をめぐって、小栗たちと閣老とのあいだに意見の齟齬が生じていたということである。小栗たちはここで「外様大名一同」の「申出」の可能性を理由に、対馬を徳川政権の直轄領とする案を提示している。西洋列強と大名家の直接接触が大名家の個別政治主体化を促してしまう（徳川政権の国家代表性を損ねてしまう）側面については前に触れた通りだが、小栗たちはここで問題をロシア政府と日本政府（徳川政権）の直接的なものにするために、むしろ近世秩序の方に手を加えることを主張しているのである。それに対して閣老側の意見は、東禅寺事件に関するイギリス・水戸双方への対応という「眼前」の難題の前では、遠く離れた対馬での出来事は「夫所ニハ無之」、すなわち最優先であたるべき事象ではないというものであった。公使が襲撃されるという異常事態のなかで日本に展開するイギリス艦隊がどう動くかわからず、水戸でも武力衝突の可能性が指摘されるなか²⁸⁾、譜代の臣でもない対馬宗家の危機は、後回しにせざるを得ないとの判断である。

では、小栗たちのいう直轄領化とは、具体的にどのような内容を伴うものであったのか。鈴木は続報で、「対州を公儀持といたし候決議ハ、全クロシヤ計リニ無之、イギリス、フランス、アメリカ等初メ、諸国へ御貸し渡ニ相成、一ノ互市場として利を取メ、此方ハ軍船往来もいたし、ロシヤ計ニ押領不被致候様いたし、ロシヤ之其之計を伐ツ御積りニテ」云々と述べている²⁹⁾。これはつまり、ただ単にロシアを追い払うのではなく、逆に対馬を複数の西洋国家に開放された「一ノ互市場」にしてしまおうというものである。「御貸し渡」という表現があるが、その後「ロシヤ之其之計を伐ツ」という文言が続いている以上、いわゆる租借のような状態に甘んじる意味であったとは考えにくい。恐らくは、西洋人に貿易のための雑居を認めるというほどの意味合いで使われた表現だと考えるのが合理的であろう。結局、小栗たちの提案は採用されることなく、二人は失脚してしまうのだが、鈴木は八月九日付の「聞込」で、そのことについて「廿六日小栗・溝口を御役御免被仰出候て、魯西亜へ屈し候事と被存候」という書き方をしている³⁰⁾。「互市場」化は、一方では確かにいたずらに複数の「夷狄」を招き入れる危険性を孕み、また直参以外の立場からすれば徳川政権の大名家への介入を助長しかねない意味合いをもつものであったが、鈴木は主家が政権と緊張の最中であつた状況下にも拘わらず、それをロシアの行為を挫く妙案として、能動的にとらえていたのである³¹⁾。

その背景には、日本側が条約締結主体としての統一的で秩序立った振る舞いを維持する限りにおいては、「夷狄」の法も一方的に彼らの侵略行為に利用されるだけではなく、他方では彼ら

自身をも規定する、文字通りの秩序・規範として機能するという、鈴木なりの情報理解があった。彼は九月一四日付の「聞込」で、以下のような情報を書き記している。

イギリスホープ、対州にてロシア人へ応接書付有之由にて、昨今承り候処にてハ、魯人云、小栗豊州申事ニテ様々々、暎人云、小栗豊州と申人ハ如何様之役欵、夫ハ置キ、此方にてハ不残条約を本ニいたし候、然る所、此方ハ条約を破り始メ候てハ、日本にてハロシア計とハ不存、万国一体と見込候事故、申せハ我々迄之顔よごしと申者也と申事にて、責候由ニ御座候³²⁾

これは、イギリス艦隊のホープ提督が対馬でロシア側と折衝した際に、その行動を彼我の条約秩序に反するいわれなき一方的示威行為と指摘し、ひとりロシアだけでなく、西洋全体に対する信頼を損なう「顔よごし」ではないかと難詰したという内容である。厳密には事件収束後に届けられた情報であるが、ホープは実際に対馬を訪れた際にボサドニック号のビリレフ艦長に対し、すでにロシアは日露和親条約で「火急の場合以外、日本国政府の事前の許可なしに、貿易のために開港されていない場所で、沿岸に何らかの施設を造ったり海岸を測量したりすることはできないと定めている」が、「日本当局がその条約を順守するよう求めてきた場合、貴殿は即座に対馬から去ることを約束する」かと厳しく問い糾したという³³⁾。ビリレフがそのわずか一〇日後に同島を退去していることから、「聞込」は英露応接の要点を正しく伝えており、しかもそのロジックはかなりの効果をもたらしたとみてよいだろう。

また、鈴木は七月二四日付の「聞込」でも、同月一〇日時点で老中安藤信正宅で行われたとされるイギリス側と閣老の対談の模様を報じており、そこでは複数の説のうちの一つと断りをいれながらも、イギリス側がロシアの行為を批判する文脈のなかで「右様ロシア無法之所業にてハ、世界之公論にて打捨置きかたく候」と述べていた³⁴⁾。もちろん、こう言ったからといって、イギリス側がただの善意で日本側への助力を申し出たわけではない。いうまでもなく、その軍事行動は総合的な国益を考えた冷徹な戦略的見地から導き出されたものであったし、この推移次第では下手をすれば、逆にイギリスが対馬に手を伸ばす可能性も存在した³⁵⁾。

しかしながら、重要なのは、西洋列強側の本心がどうあれ、条約という国家間の秩序が確実に彼らの側をも規定しており、それゆえに、日本側からもそうした文脈での交渉が、全くの無力ではなく、少なくとも一定の有効性をもったということである。鈴木は九月一九日付の「聞込」において、ロシア艦隊が対馬を退去する直前に出された老中書簡を筆写しているが、そこでは事件に際してのロシア側の行動、なかでも艦隊が占拠の意図を「(ロシア)政府之望」と説明していることに関して、次のように記されていた³⁶⁾。

開港ハ勿論、北蝦夷地之義ニ付ても、其時ニ使節被指越、我政府ニ於て談判及ひし義ニテ条約面之趣も有之処、今般コモドル又は船将一巳之存意を以て直ニ対馬に至り、前条之始末ニ及ばれ候ハ難心得、尤無扱次第も猶有之ハ、貴国政府ハ使節或ハ書簡被指越、我政府ハ掛合可有之処、更ニ通達等も無之、船修復之申立にて押て其土地ニ永ク致居留候事不審に存候、全クコモドルリハチエフに限れる取計にして、政府に承知無之候哉、船将ヒ

リレフ一已之所存なるをコモドール差図之趣申成し、右様之次第差働候にや、兎ニ角右体之次第有之候てハ、条約取結ひし各国へ差圖、甚不都合之事故、又々外国奉行野々山丹後守初役々差遣し、同島ニ至り船将ヒリレフ面会之上、猶引払之事為申談候得共、此上遅滯ニ及ふ時ハ、兼々申入れし通、当節人心不折合之折柄、別而如何様之故障を可生哉難計、然時は遂ニ両国之懇親を傷ふ様成行可申も難計、深く致心痛候、就而は此事若貴国政府之趣意ならハ、早速コモドール及び船将へ沙汰被及、同島早々引払候様致度、若コモドール又は船将一人之意に候ハ、一已之私ハ両国之信義を可失ニ至り、以之外事ニ候間、早々退帆被取計候上、相当之所置有之様被存候

いささか長文の引用に及んだが、老中の訴えている主旨は明白である。日本とロシアの関係は「政府」間でお互いに「使節」を交わして取り決め、その結果は「条約」として明文化してきた。だからその関係を改変する時も、「政府」からの「使節」または「書簡」を介すべきはずのところ、何らの「通達」もないのは条約締結国に対する「甚不都合」であり、「両国之懇親を傷ふ」行為と言わざるを得ない。よって①事件がロシア政府の命令に基づくものならば、一刻も早く不当な判断を撤回して関係者に退去命令を出すこと、②リハチョフあるいはドリレフといった一部軍人による独断ならば、「一已之私ハ両国之信義を可失」行動であるから、これまた早急に退去させた上で「相当之所置」を施すこと、である。

これはまさに、代表政府としての責任を背景に、国家間契約に基づいて彼我の関係を規定していく秩序観である。しかも老中は、訴えをイギリスにも伝えた上で、ロシアの外務大臣に「別紙書簡之義、貴国コンシユルコシケウイチへ相託し、其許迄申入候得共、遠海遅延之程も難計、緊急之事柄故、同様之書面相認メ、条約済国々之内使船等も有之候ハ、右へも相託し、通達可得積ニ可有之候、此段心得被置度候」と通告していた³⁷⁾。これは前述のホープ提督の発言と照らし合わせて考えれば、条約の公的性格を楯に、今回のロシアの行動の不当性を他の西洋諸国に訴えることで（その構えをみせることで）、ロシア側に国際「信義」上の圧力を加え、軍事作戦の撤回を迫る方策であったといえよう。

現実には、老中書簡が記された段階ではロシアはもうすすでに対馬からの戦略的撤退を決断していた。また、条約を介した交渉とは別に、当時「極東」海域でロシアと角逐状態にあったイギリスの軍事力が、剥き出しのパワーポリティクスとしてより決定的な影響を及ぼしたのだという、非常に有力な評価も以前より存在する。しかしながら、ここで筆者が指摘しておきたいのは、イギリスの動向がロシアを牽制したのは事実だとしても、それは軍事力そのものによってというよりは、むしろ事件を国際問題として白昼のもとに晒す外交攻勢によってであったということである。なぜなら、鈴木が「聞込」でも再三にわたって指摘しているように、ロシア海軍の行動はむしろイギリス海軍への対抗心から引き起こされた側面をもっており、彼らは対馬逗留の理由に、この地が先にイギリス海軍に奪われないためとの論理を繰り返し主張していたからである³⁸⁾。つまり、イギリス海軍やその軍事力の存在自体は、皮肉なことにボサドニック号事件を引き起こした遠因の一つでもあったということである。

また、前出の伊藤氏の研究によれば、当時ロシアでは外務省と海軍省による二重外交が行われていたが、事件は事実上海軍省の突出行為であり、作戦を指揮したりハチョフはその内容を

駐日領事ゴシケヴィッチに伏せていた可能性が高いという³⁹⁾。それは、ゴシケヴィッチが海軍省側からの期待に反して、「英国艦隊がここに入ってくることを阻止することはできないでしょうし、むしろ彼らに道を開けてやらざるを得ないと思います。なぜなら、条約によればすべての国は他国に与えられたのと同じ特権を要求する権利があるからです」⁴⁰⁾と、外交官としての立場からリハチョフらのやり方に嫌悪感を示していたからである。この他、本国外務省も条約違反と取られかねない行動には極めて神経質になっており、それゆえ、海軍側は事件に際して外務省側の支援を一切宛てにできず、逆に彼らに対しても隠密のうちにことを運ばなければならなかった。これは当然、作戦を進める上での大きな制約となった。

さらに言えば、剥き出しの暴力で粗暴な冒険主義に身を投じた軍をしてからが、実は誰よりも条約秩序に敏感であった。本国で作戦の最終的な許可を出した海軍省総裁のコンスタンチンは、リハチョフに対して「本件は海軍上の取引の性格をもたせねばならず、外交上の協約ではない」ことを執拗に確認していた。すなわち、事件の推移に際しては「どのような外交術も必要ではなく」「日本人からは公的な抗議がないように」「島の権力者たちとだけの地方的接触にとどめることができるのなら有り難い」といった具合である⁴¹⁾。これらの神経質さは裏を返せば、ことが条約問題になった時には自分たちが不利な事態に陥ることを、彼らが強く自覚していたことを意味する⁴²⁾。理路整然と国家間の契約に則った抗議を受けることは、物理的な暴力以外の正当性をもたない軍にとって、十分な痛手となり得たのである。

確かに条約はあくまでロジックであり、力の裏づけを伴って初めて十分に効力を発揮するものであった。しかし上記の例にも明らかな通り、当該期のパワーポリティクス自体がかかるロジック抜きには成り立たないものであったし（剥き出しの軍事力だけでなく、その運用を正当化する文脈を併せ持つてこそ、初めて車の両輪が完成した）、鈴木ら観察者にとっては、最終的にロシア艦隊が退去したことは紛れもない事実であった。そしてこれまで見てきたように、その過程で集積されたさまざまな関係情報は、事件の理解を一方的な「夷狄」の侵略という次元にとどめず、近世秩序と主権国家体制のあいだに生じたある種の構造矛盾として、体系的・立体的に彼らの眼前に提示する精度を有していたのである。

おわりに

東禅寺事件やボサドニック号事件の混乱が佳境に差し掛かっていた七月、鈴木は次のような奇妙な「事件」について報じていた⁴³⁾。「右軍船」とあるのは、イギリスによる日本沿海測量のための艦船のことだが、「聞込」によれば、その艦船のうちの横浜に碇泊していた一艘が、この月初旬に幕臣とのあいだでちょっとした騒ぎを起こしたのだという。

当月四日五日方之事之由、横浜逗留之幕吏病氣ニテ、黒船ニテ築地へ医者迎ニ参リ、医者を乗せ操練所之血氣之族六人乗組、押切り極急き横浜へ着、イギリス軍船之脇十町程之処を通り過き候処、右軍船急ニ右跡を追ひ来り候、其内黒船ハ着岸いたし候得ハ、イギリス人も小舟ニ取乗り上陸、直ニ奉行所へ罷出申聞ニ、唯今日本船イギリス軍船へ無礼いたし通り候、条約取結候国之軍船へ無礼有之候てハ指支候間、是非右人数此方へ御引渡可被下候、

此方にて法通り取計ひ候旨申ニ付、奉行のハ、何れ此方を糺し可申入候と申返し、夫の相糺候処、右之次第、外ニ何事も無之、且ツ云、無礼と申事ニ候得共、軍船之前を通り候時ハケ様いたし候様申事ハ誰も不存候杯、依而ハート通り其事申訳いたし候得ハ済み可申、且ツ如何様之礼之在やら承り可然杯申候処、六人之者中々承知不致、依而鬪取りと出来、商人当り、奉行付き添参り候筈相成候処、其商人云、法通りと申ハ如何様之事ニ候哉、万一恥辱ニ逢候義も候てハ、面目無之、腕之続き候丈ケ夷人を切り伏せ、死し候間、左様御承知可被下と申候処、奉行等堅く相押へ申なだめ、納得いたし、奉行兩人付添、船へ参り候処、船上にて多人数出で、見物いたし大笑ひいたし候由、追々之義ニ付参り候旨、此方を通達いたし候得共、更ニ取合不申、最後ニ一人出で、日本人ハ兎角外国人を慢り候間、左様申候事にて、何も礼と申も無之事ニ候、有之候義ニ候ハゞ、最初条約へ書き入れ候義ニ候、何も次第無之事也と被申、奉行も夫なり帰り候由ニ御座候

横浜逗留の幕臣に病人が出たので築地まで医者を呼びにやり、帰りに船が港でイギリス軍船の脇を通り抜けたところ、「条約取結候国之軍船」に無礼があったので当事者の身柄を引き渡せ、との抗議を受けた。奉行側でも要領を得ず、医者に同行してきた「操練所之血気之族」が「恥辱ニ逢候」時は「腕之続き候丈ケ夷人を切り伏せ、死し候」と激高するのを宥めて先方に赴くと、船上では大勢が「見物いたし大笑ひ」した。最後に一人のイギリス人が出てきて述べるには、日本人が外国人を侮るからそういったままで、実際に礼の非礼のということはない。もしあれば「最初条約へ書き入れ候」とのことであった。これがこの顛末である。

事件そのものはイギリス海軍の悪質な悪ふざけであり、鈴木も「扱々にかにか敷」「聞く人皆憤懣之由」と怒りを示していた⁴⁴⁾。にも拘わらず、ここには逆説的にある一つの真理が浮き彫りになっているように見える。それは、ある意味西洋列強の暴力性の象徴たるイギリス海軍ですら、条約なしには自身の行動を正当化できないという事実である。鈴木具体的に生々しい記述は、条約秩序というものが西洋人にとっては単なる知識や表層的な倫理ではなく、まさしく血肉化された一種の哲学に近い存在として機能していること、それゆえ使い方によっては西洋列強自身の行動をも縛る効力を備えていることを示唆している。

もっともそのためには、日本が一つの国家として行動できることが大前提となる。条約が力をもつのは、そこに書かれていることが保証される限りにおいてである。条約締結主体が定められた領域内のものごとに責任をもって初めて、秩序は秩序として機能することができる。逆にいえば、責任を負わない領分のものごとに対しては秩序もまた有効性を否定されるし、もし当事者の一方が秩序を逸した果実を欲するなら、あえて条約締結主体の責任の範囲を過小評価することもあるだろう。それが譲歩や恩寵ではないことは言うまでもないが。

水戸藩士鈴木大は、東禅寺事件やボサドニック号事件の経緯を詳細に記録し続け、そのことによって以上のような構造を再現していた。むしろ、彼がそうした点にどこまで自覚的であったのかは、明示的には十分に記されているわけではない。前にも触れたように、彼は膨大な情報の渦をできるだけ遺漏なく整理して伝えることに全力を注いでおり、そこに自身の評価を明記することは稀であったからである。しかしながら、確かなのは、彼が限定された情報から彼自身の主観を研ぎ澄ませ強化するよりは、その全体構造が語るともなく浮かび上がるまでに、

物事の位相を多方面から細大漏らさず記録することを選んだということである。

それはたとえば、兵学者としてのリアリズムと少なくない情報源を持ちながらも、徹底して主観的な態度でもって情報を咀嚼した長州の吉田松陰の態度などとは、正反対の姿勢である。孟子の再解釈によって自らの主観を先鋭化させた松陰に対して、鈴木のとった手法は徹底した「格物窮理」の上に世界の複雑な現状を体系的に、ただしできるだけ人為を織り込まずに提示することであった。そしてかかる態度は、豊田天功の手を介して彼らの同志に共有されることで、「激派」的な主観の先鋭化と直接行動とは距離をとった多くの後期水戸学者の情勢把握を規定づけた。あらかじめ固定化された主観に沿う限りの現実を恣意的に切り貼りするのではなく、精緻な観察にもとづき既存の常識を絶えず刷新していくのであれば、かつての排外主義のイコンが開国論に「転じる」ことも不思議ではない。そこには、「天狗」的な激情から離れ、世界の現状を合理的に把握しようとする、儒教普遍主義の特質が見てとれる。

しかしながら、ものごとを隅々まで知り尽くし全体構造として把握することは、現実に変わりゆく環境をまずそれとして受けとめる作業に他ならない。そこでは自覚の有無に拘わらず、政治的な主体性は状況への「現実的」な対応というかたちに自己を限定される。誰よりも詳しい情報を有することが、政治的な消極性を助長してしまうという逆説が、そこには出現する⁴⁵⁾。それは、本来は主体的な行動のために準備されたはずの作業が、その粗雑さではなくむしろ精密さのゆえに当事者の主体性を縛ってしまう、一種のアポリアであるといえよう。本稿では限られた時期の情報活動の一端を紹介したに過ぎないが、後期水戸学の本流ともいえる会沢安の系統が、西洋列強との接触が恒常化する幕末期に理性的な対外認識を獲得する一方で、それゆえに政治的には弱体化してしまう構造を、多少なりとも示唆できたのではないか。

注

- 1) これは、通常「激派」に対して「鎮派」、あるいは揶揄を込めて「柳連」などと呼ばれた勢力のことである。
- 2) 『水戸藩史料』下・全、吉川弘文館、一九七〇年。
- 3) たとえば、小池喜明「開国の論理と心理—華夷思想に即して—」（佐藤正英・野崎守英編『日本倫理思想史研究』ペリカン社、一九八三年）を参照。
- 4) 「東京都多摩市 高橋清賀子家文書—豊田天功・小太郎関係文書—」（茨城県立歴史館寄託、以下「高橋清賀子家文書」と略記）内に七冊が現存している。
- 5) この「新聞」の書誌学的考察に関しては、拙稿「幕末情報の編集と廻覧」（明治維新史学会編『明治維新史研究9 明治維新と史料学』吉川弘文館、二〇一〇年）を、成立の政治的背景については、拙稿「幕末の情報活動と水戸『鎮派』ネットワーク」『茨城県史研究』第九四号、二〇一〇年を参照のこと。
本稿は、これらの成果の上に、具体的に「新聞」の記述内容の中身に踏みこみその一端を明らかにすることで、当該期に鈴木たちが得た情報の実態とその彼らにとっての意義を明らかにしようとするものである。
- 6) 『鈴木大雑集』五（東京大学出版会、一九七二年復刻）に所収されている。
- 7) 前掲拙稿「幕末の情報活動と水戸『鎮派』ネットワーク」を参照。
- 8) 「高橋清賀子家文書」内に数点が確認できる。また、「新聞」内に鈴木「書状」の概略が記されることもあった（たとえば、文久元年七月二四日付「聞込」の欄外を参照）。書状内では書籍の貸し借りなど、「聞込」には記されない天功との個人的なやり取りが確認できる。

- 9) 全一〇巻, 国書刊行会, 一九七三年。
- 10) 『鹿児島県史料』のうち。全一〇巻・補遺二巻, 鹿児島県, 一九九二～二〇〇三年。
- 11) 文久元年十一月十九日付「聞込」。「聞込」が筆写されている「新聞」は全部で七冊存在するが, 文久元年九月一四日付までのものが「高橋清賀子家文書」二六六に, それ以後のものが「高橋清賀子家文書」二六七に該当する(数字は史料番号)。
- 12) 詳しくは本特集号中の松平智史論文を参照。
- 13) 厳密にはその数ヶ月前から開始されたものと思われるが, 現時点で該当箇所の「新聞」は所在不明である。「新聞」全体に関する書誌情報の詳細については, 前掲拙稿「幕末情報の編集と廻覧」を参照。
- 14) 書簡の日付は六月四日となっているが, 鈴木は後にこれを五月二九日付のものであると訂正している(文久元年七月一四日付「聞込」)。
- 15) 日付は六月六日付となっている。
- 16) ちなみに, これらの引用は一部端折られていたり要旨であったりと, 鈴木や天功は必ずしも常に原材料と全く同じ文面を書き付けているわけではなく, それらは一定程度記録者の主体性が混入されたものとなっている(ただし, 筆写の精度自体は極めて高かった)。本稿ではこの後の引用史料も, あくまで鈴木や天功による情報活動の実態とそこから認識され得る(しばしば矛盾)構造を問題とする観点から, 記された個々の情報(文言)が客観的にどれほど正確であったかという側面の検証は, 必要最小限にとどめる。それよりもむしろ, 彼らの営為が新たな世界の構造に関するいかなる基礎認識の刷新として彼ら自身のもとに跳ね返っていたのかという, あくまでその主観的行為がもたらした前提条件の構築という点に焦点を絞りたい。
- 17) 近世徳川公儀は大名家臣の犯罪に対して裁判権は持っていたが, その領域内での直接の逮捕権は有していなかった。このような幕藩体制の仕組みが幕末に引き起こした構造的な問題性については, 拙稿『開国』は幕藩体制に何をもたらしたか(濱下武志監修, 川村朋貴・中井精一・小林功編『海域世界のネットワークと重層性』桂書房, 二〇〇八年)を参照。
- 18) 文久元年七月四日付「聞込」。
- 19) 「聞込」において, 主観的な感情の表記が全く許されていなかったわけではない。たとえば鈴木は文久元年七月一四日付の「聞込」においては, イギリスが日本近海を測量してまわるという計画に関して, 「可恐, 可憂, 可悲, 可嗟, 可泣, 可笑, 呵々」と激情を発露している。しかしながら, こうした表記は全体としては非常に稀であった。
- 20) 文久元年七月一四日付「聞込」。以下本文でも触れるように, シーボルトの政見は結果的にロシア海軍の戦略を後押しする意味合いを有していたふしがある。しかし, その詳細に踏みこむことは本稿に許された紙幅と課題を越える。改めて別稿を期すことにしたい。
- 21) 「八月九日和蘭シイボルトえ奉行対話」(文久元年九月四日付「聞込」)。
- 22) 文久元年八月二四日付「聞込」。これは鈴木が「蘭人シイボルトの申立有之」として書き留めた内容のうちの一節である。
- 23) 一八六〇年五月二日(西暦同年六月二日, 万延元年四月一三日)付ロシア海軍省総裁コンスタンチン大将宛同国中国海域艦隊司令長官リハチョフ少将書簡, 『大日本古文書 幕末外国関係文書』四八, 東京大学出版会, 二〇〇一年, 一三頁。
- 24) 一八六〇年七月二六日(西暦同年八月七日, 万延元年六月二日)付リハチョフ宛コンスタンチン書簡, 伊藤一哉『ロシア人の見た幕末日本』吉川弘文館, 二〇〇九年, 一五八頁。
- 25) 文久元年六月五日付イギリス公使オールコック宛久世広周・安藤信正書簡(文久元年七月一四日付「聞込」)。
- 26) 文久元年六月六日付イギリス公使オールコック宛久世広周・安藤信正書簡, 同前。
- 27) 文久元年六月二九日付「聞込」。
- 28) 東禅寺事件の余波が続くなか, 徳川政権が下山人逮捕のため大名家に軍勢を組織して進駐させ, それ

に反発した水戸側とのあいだで武力衝突が生じるのではないかとの観測が高まっていた。

29) 文久元年八月二四日付「聞込」。

30) 文久元年八月九日付「聞込」。

31) 鈴木は小栗らと閣老の意見対立から前者が失脚するに至るまでの経緯を、以下のように継続して報じている（引用末尾の数字は「聞込」の日付を表す）。

小栗豊州も弥今明日之発足と申事ニ候、席議ハ決し候ニハ無之^{世に候議案}由、閣老意ニハ、成程対州右之勢ニてハとふ^ふいたし不申候てハ不相成候得共、此方々外国奉行等出張いたし居候得ハ、対州ニても格別安心之姿、夫を出張も不致候てハ、切迫之情々又意外之事も出来可申、旁一体帰り候義不^ふ宜とて、兎ニ角被遣候事之由ニ御座候（七／九）

十四日ニ得貴意落シ申候、九日ニ小栗・溝口、七日八日之内発足之旨得貴意候処、発途ニ臨み兩人共存意申立相引キ申候由ニ御座候（七／一九）

去ル廿日小栗・溝口等相引キ候ニ付、左之通り対州へ御遣し相成申候様被仰付候

外国奉行野々山丹後守 御勘定立田録介

右兩人対州へ被遣由也（七／二四）

右発足ニ相成候決議ハ、対州侯をバ飛驒之國へ國替被仰付、対州をバ弥魯西亜へ為御任之由ニ風聞仕候と之事ニ御座候（八／九）

本文中に引用した「屈し候」云々の表記は、これらの文言の後に続いて記されたものである。以上の流れからも、鈴木が小栗たちの意見の方を評価していたのは明らかであろう。ちなみに、「飛驒之國」は正確には豊後國の日田のことを指しており、鈴木は後日情報の内容を訂正している（八／一四）。

32) 文久元年九月一四日付豊田天功宛鈴木大「聞込」。

33) 一八六一年八月一六日（西暦同年八月二八日）付ビリレフ宛ホープ質問状、前掲伊藤書、一九四頁。

34) 文久元年七月二四日付「聞込」。

35) オールコックらは、事件が長引きロシアが対馬から撤収しないようであれば、イギリス自身が対馬を占領する可能性について検討していたという（保谷徹「オールコックは対馬占領を言わなかったか」『歴史学研究』七九六号、二〇〇四年）。

36) 文久元年八月二三日付ロシア外相宛久世広周・安藤信正書簡（文久元年九月一九日付「聞込」）。これは箱館駐留のロシア領事ゴシケヴィッチに託されたものであった。注37に関しても同様。

37) 文久元年八月二三日付ロシア外相宛久世広周・安藤信正書簡別紙（同前）。

38) たとえば六月二九日付の「聞込」では、ロシア人が小栗忠順らに語った内容として、以下のような文言が書き留められている。

魯國ハ大國故、何も此小島を貪り候所存ハ毛頭無之候得共、イギリス人此地を目掛ケ居候処、既ニ此間右國之軍船地中海を出帆いたし候間、追々此島へ到着可相成候、此島イギリス人之手へ渡候而ハ、ロシアの大害ニ御座候間、是非彼へハ渡し不申候様仕度候、伏而ハ対州人也、何れ之御人数也、日本ニて此地を御守り相成候事ニ候ハ、直ニ此大砲等此俣指上候間、何卒イギリス人御渡し無之様仕度候、若又右ニ付イギリスが御國へ対し彼是申、兵端を開き候事ニ候ハ、何れ之地ニても此とロシアが軍船指向、防戦いたし候間、右之義ハ決て御掛念被下間敷

39) 前掲伊藤書、一七〇頁。

40) 一八六一年八月六日付コワレフスキー外務省アジア局長宛ゴシケヴィッチ書簡、前掲伊藤書、一八八頁。

41) 一八六〇年七月二六日（西暦同年八月七日、万延元年六月二一日）付リハチョフ宛コンスタンチン書簡、『大日本古文書 幕末外国関係文書』四八、一八～一九頁。

42) 前掲伊藤書によれば、サハリンの領有権をめぐる日本側との交渉で軍事的威圧を含む強硬論を唱えた東シベリア総督のムラヴィヨフも、「条約によればロシアに帰属すべき」「占拠するとはいえ、一八五五年条約の文字通りの意味においては、サハリン島はロシアと日本との間で分割されてはいない」などと、その主張を正当化するために逐一条約の存在を持ち出している（一〇九・一一三頁）。

43) 文久元年七月一九日付「聞込」。

44) 同前。

45) この点に関しては、本特集号所収の藤野真挙論文も参照のこと。

※本特集の遂行に関する史料群の収集・整理にあたっては、茨城県立歴史館、高橋清賀子氏に大変お世話になった。また、小坪のり子氏には諸事にわたりご配慮を賜った。ここに付して謝したい。

※本研究は、独立行政法人日本学術振興会の「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」による支援を得た。

